

東京都公報

発行
東京都

目次

- 規則
 - 特別区の消防団員服制規則の一部を改正する規則……………(東京消防庁企画調整部企画課)……………一
- 告示
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
 - 救急医療機関の認定及び協力申出の撤回……………(福祉保健局医療政策部救急災害医療課)……………三
 - 種苗生産事業者の登録の失効……………(産業労働局農林水産部森林課)……………三
 - 車両制限令の規定に基づく通行車両の高さの最高限度が四メートルである道路の指定等……………(建設局道路管理部路政課)……………四

- 公告
 - 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………四

規則

特別区の消防団員服制規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十九年五月一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十四号
特別区の消防団員服制規則の一部を改正する規則

特別区の消防団員服制規則(昭和二十五年東京都規則第八十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二防火帽の部地質の項中「の若草色仕上げのもの」を「で金属的な光沢を加えた若草色」に改め、同部製式の項中「かぶと型」を「フリッジ型」に改め、「とする」の下に「。前部には、顔面保護板を付ける」を加え、同部章の項中「革又は合成皮革製台地とし」を「台地に」に改め、「金属製」を削り、同表保安帽の部地質の項を次のように改める。

地質	ガラス繊維を基材としたポリエステル樹脂による強化プラスチックで若草色とする。
----	--

別表第三消防団旗の部章の項中「白く染め抜き、縁どりは青色と」を「金色及び銀色で刺しゅう」に改め、同部房の項中「黄色」を「金色」に改める。

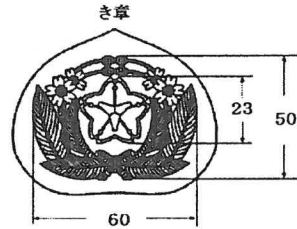
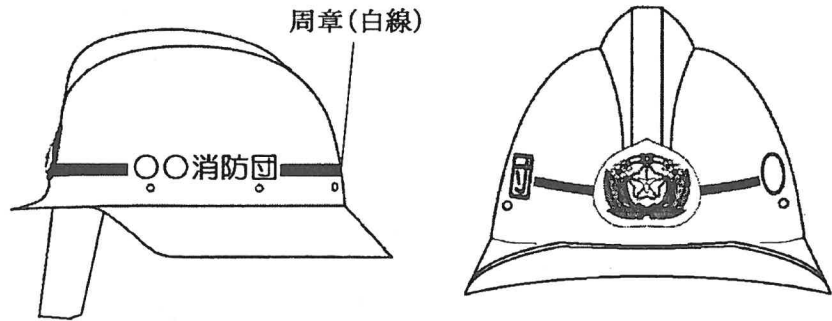
別図中(去)を次のように改める。

(十)
(六)

防火帽

側面

前面



附則

- 1 この規則は、平成二十九年五月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の特別区の消防団員制服規則の規定による防火帽及び消防団旗については、当分の間、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第八百十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

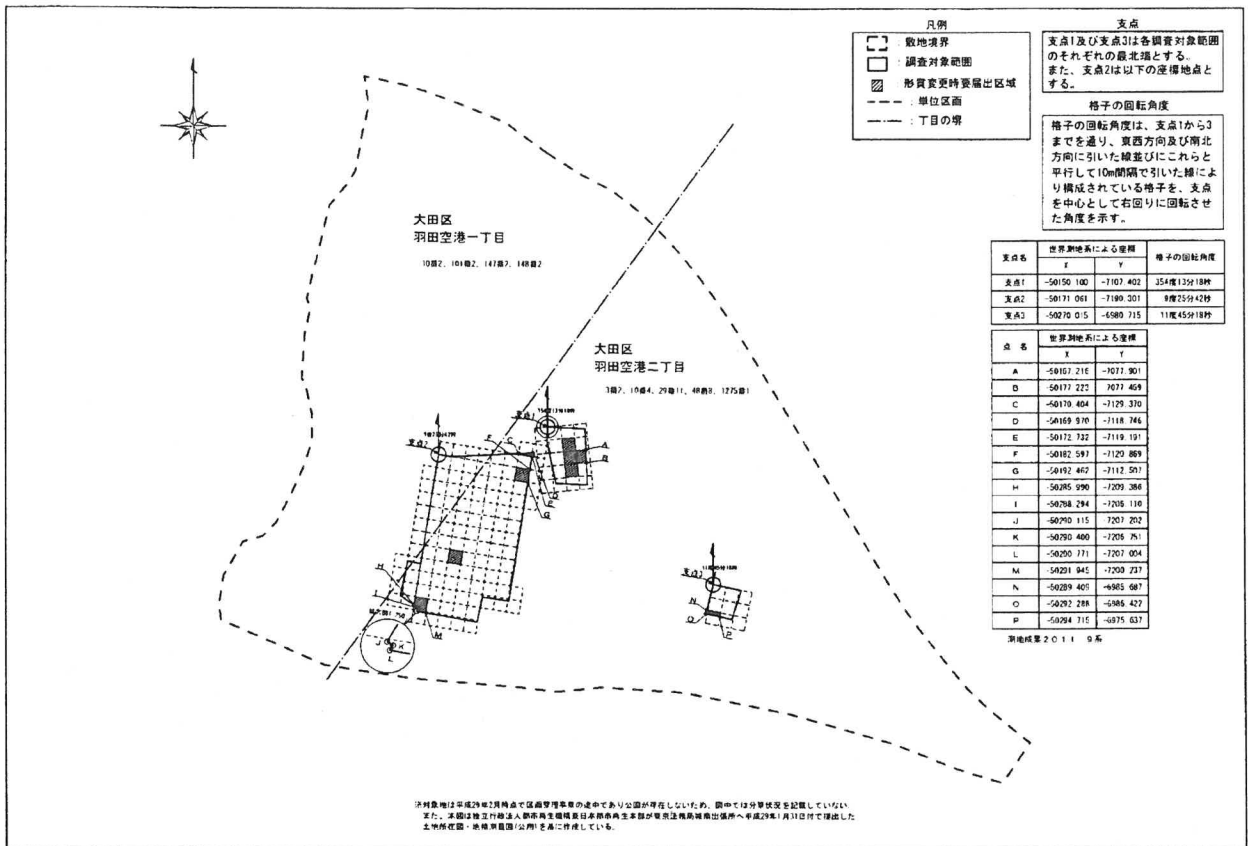
平成二十九年五月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区羽田空港二丁目及び同区羽田空港二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 一・一・一トリクロロエタン、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



●東京都告示第八百十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定により、救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び同申出が撤回された病院を次のとおり告示する。

平成二十九年五月一日

東京都知事 小池 百合子

一 救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院

名 称	所 在 地	認定期間
医療法人伯鳳会東	墨田区東向島二丁目	平成二十九年五月一日から
京曳舟病院	二十七番一号	平成三十二年四月三十日まで
医療法人社団明芳	葛飾区西新小岩四丁目十八番一号	同右
会イムス東京葛飾	目十八番一号	同右
総合病院		
二 救急業務に関し協力する旨の申出を撤回した病院		
名 称	所 在 地	撤回年月日
医療法人伯鳳会白	墨田区東向島四丁目二番十号	平成二十九年四月三十日
医療法人社団明芳	葛飾区堀切三丁目二番五号	同右
会新葛飾病院	十六番五号	同右

●東京都告示第八百十五号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。